



## ホームヘルパー

ホームヘルパー(老人家庭奉仕員)とは、日常生活の困難な老人の家庭を訪問して、日常生活の世話をする方たちです。

町では、四十八年からこの制度が始められ現在二名のホームヘルパーが活やくしています。

す。独り暮らしのお年寄りや病人に非常に喜ばれています。仕事の内容が看護と密接な関係にありますので、保健婦とは常に話し合いの場をもち、世話の仕方をくふうしたりして協力しています。

現在、寝たきり

老人の介護手当を支給されている家庭が三十九軒、同居老人は五十二人います。

その中で、ホームヘルパーを必要とするような家庭がないかどうか、係ではいろいろな



寝たきり老人たちを世話する越川治子さん

方を通して連絡をとっていますが皆さんの中で、ホームヘルパーの制度を理解され、利用したいという方は、是非、厚生課までご相談下さい。

## 不起訴処分不服のある方は

交通事故、詐欺、脅かしなどの刑事事件の裁判は、検察官が裁判所に起訴することによって始まるわけですが、ある事件を裁判にかけるかどうかの判断は検察官に任されています。

検察官は、捜査の結果、裁判にかけて、犯人を有罪にするだけの証拠が十分であっても、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重や情状、犯罪の状況などから、あえて犯人の処罪を求め

るまでの必要がないと判断した場合には、犯人を裁判にかけない処分をすることができま

これを検察官の不起訴処分とい

います。もし、検察官のその処分に不服のある方は、さっ

く検察審査会にご相談ください  
手紙や電話でも結構です。検察審査会は八日市場市、千葉地方裁判所八日市場支部構内(電話〇四七九七二―一三〇〇、一三〇二)にあります。

## 戸籍手数料の改正について

戸籍手数料令が改正され、五月一日から戸籍の謄・抄本の手数料は、枚数に関係なく一通につき二百円になりました。

改訂された手数料の主なものは次のとおりです。

- ▽戸籍の謄・抄本(一通二百円)
- ▽除籍の謄・抄本(一通三百円)
- ▽戸籍の記載事項証明(証明事項一件二百円)
- ▽除籍の記載事項証明(証明事項一件二百円)
- ▽受理証(証明事項一件二百円)
- ▽上質紙使用の明書(一通二百円)

## 印鑑証明は

### 登録証で

婚姻届などの受理証明書(一通八百円)▽戸籍簿の閲覧(二戸籍百円)▽除籍簿の閲覧(一戸籍二百円)▽届書類の閲覧(書類一件百円)。

戸籍の謄・抄本などを郵便で請求される時は、必ず現金書留か郵便局の定額小為替で手数料を納めてください。

四月一日から印鑑条例が大幅に改正され、印鑑を登録すると印鑑登録証(手帳)が交付されます。

▽証明方式

三月三十一日までは、印鑑登録の証明はそのたびに印鑑(登録してある実印)を持参して登録してある印影と照合し、その印鑑を押印した証明書(直接方式)を交付していましたが、改正後は、はじめに原票を作成し、その原票をそのままコピーし、印影の証明書(複写方式)を交付します。

印鑑の登録をする本人の意思の確認が基本となります。本人自ら申請する場合は、登録する印鑑と次のいずれかの資料を提出したときは、即時登録証明書の交付ができます。

①、官公署の発行した免許証許可

証などで、写真のはつてあるもの

②、すでに町で印鑑登録をうけている人が本人に相違ないと保証する書面(用紙は住民課で)。

もしも、本人(代理人申請も同じ)の確認ができないときは、郵送で本人宅へ照会し、その回答を待つて、はじめて登録することになります。回答書の提出期限は、十四日以内で、それが過ぎると申請できません。

▽印鑑登録証(手帳)の交付

印鑑を登録すると、すぐ印鑑登録証が交付されます。従って登録以後、印鑑の登録証明書をとるときは、そのたびに印鑑登録証に交付申請書を添えて、申請すればよく、今までのように登録印鑑は不要です。代理人の場合は、認印が必要ですので持参してください。

- ▽登録できない印鑑
  - ①住民登録、または外国人登録されている氏名以外のものをあらわしているもの。
  - ②、ゴム印、その他変形しやすいもの。
  - ③、印影の不鮮なもの。
  - ④、一辺が八ミリ以上二十五ミリ以下の正方形におさまらないもの
- ▽切替登録
- 現在、登録されている印鑑を住民課窓口持参し、早めに切替登録をすませてください。